

4.7.2 提案プログラムの詳細説明

以下に本報告書で提案する 13 のプログラムの詳細を記す。

(プログラム 1.1) 政府の中小企業製品優先購入プログラムの導入

(プログラム 1.2) 産業協同 R&D 推進

(プログラム 2.1) 経済省地方組織の強化

(プログラム 2.2) 対中小企業開発プログラム評価機関の設置

(プログラム 3.1) インターネット利用下請取引促進

(プログラム 3.2) 工業団地活用によるクラスター開発支援

(プログラム 4.1) 設備近代化特別貸付制度の導入

(プログラム 5.1) 若手経営者集中教育プログラム

(プログラム 5.2) 中小企業経営コンサルタント資格制度の導入

(プログラム 5.3) 技能検定制度の導入

(プログラム 5.4) スタートアップ企業育成パッケージプログラム

(プログラム 6.1) ウェブサイトによるワンストップ情報センター

(プログラム 6.2) 中小企業関連統計整備

(プログラム 1.1) 政府の中小企業製品優先購入プログラムの導入

1. 背景・事由

企業にとって新たな市場の開拓、販路の拡大は大きな経営課題のひとつである。とりわけ大企業に比べ経営資源に劣る中小企業にとって、市場開拓が大きな問題であることは本調査の中で行ったアンケート調査結果からも明らかである。市場経済において企業自らの力で市場を開拓し、受注の機会を広げる必要があることは企業規模に関わらず、基本とも言よう。しかし公正な競争の下で受注を競い合えば、人材、情報、資金力などにおいて大企業に比べて劣る中小企業が不利であることは明らかである。そのような状況が続いた場合、市場から中小企業が排除され、特定大企業の独占によるいびつな産業構造が発生する要因ともなる。中小企業の発展は産業の活性化を促すものである。健全な産業構造を社会的に維持するためにも中小企業の不利を補足し、市場経済の下、中小企業による一定の受注の確保を図ることは政策的にも許されることである。現在、ハンガリーにおいては経済開発における中小企業の役割が見直され、本提案プログラムの概念に近い政策が協議されている。これをさらに詳細化し、具体化することが必要であろう。

2. 目的

中小企業がマーケットにおいて受けている社会的不利益を公的調達制度において補填する。それによって中小企業の経営を安定化させ、バランスのとれた産業構造を構築することに貢献する。

3. プログラム実施による成果

直接的効果:

- (1) 中小企業の経営安定化
- (2) 中小企業における技術開発の促進
- (3) 中小企業による一定の市場シェア確保

間接的効果:

中小企業に対する調達枠は設けるものの、企業に求める品質基準は一定の水準を保つことにより、中小企業の品質向上も促進できる。そのことが産業全体を押し上げる要因ともなる。

4. プログラム内容

本プログラムは製造業のみならず商業、サービス業、建設業など全てのセクターを対象とする。プログラムの内容は次の通り。

手順:

-
- (1) 国および地方自治体は中小企業の受注機会の増大を図るため、毎年度、定期的に中小企業へ発注予定の物品、および工事案件等の数量を定め、公表する制度を導入する。
 - (2) 政府はそのための法律を整備する。ハンガリー政府は **Governmental Decree No.205/1999 (XII.26)** によって、金融機関での融資、及び、政府調達における中小企業への実績配分を報告させるものとなっている。もしこの法律で本プログラムの実施が保証されるのであれば、新たな法律制定は不要となる。この **Decree** を制度の根拠として適用する。
 - (3) この法律は中小企業の受注機会を確保するために、発注対象機関を定め、発注対象機関は毎年、契約の方針、内容、目標額などを刊行物にて公表することを義務づける。公表はインターネット上においても行われるものとする。
 - (4) 各発注機関はその実績を年度末に経済大臣に報告する。経済大臣は必要に応じて追加の措置をとる。

発注対象となる中小企業は政府の定義に基き決定する事を原則とする。但し、発注対象分野や地域によっては発注先となる中小企業の範囲(定義)を柔軟に変更し、本プログラムの趣旨を生かしながら、発注後の問題が生じないことに配慮する。

人員:

現行の組織体制の下で行うものであり、このプログラム導入のために新たな人員を配置するものではない。但し、公表の方法など関係機関の連携をより一層緊密にする必要がある。管理機関となる **State Monetary and Capital Market Inspectorate** および **Public Procurement Council** の人員については、ここでは既存のものをそのまま考える。

費用:

政府、自治体の調達制度を定めるものであり、制度運営自体に新たな予算を生じるものではない。調達自体はこれまで同様、各機関の予算に基く。但し、毎年、政府調達の一定部分を本プログラムに割り当てるものとし、その予算額がプログラム実施予算ともなる。

5. 主たる実施機関、関連機関

経済省が主体となって法律の整備を行い、政府および地方自治体を実施者とする。

またプログラムの監督機関としては **State Monetary and Capital Market Inspectorate** と、**Public Procurement Council** を参加させる。例えば、経済省が事務所の修理、および事務所備品の調達を計画する場合、その計画策定は経済省で行い、その内容を経済省内の掲示板、およびホームページを使って公表する。入札管理も経済省が行い、その結果を監督機関へ報告する。監督機関は定期的に入札手

順、結果などをチェックする機能をもつ。

6. 実施スケジュール

新たな法律を必要としない場合、2001 年 9 月 1 日からの実施を前提に作業を進める。

- (1) 経済省、および Public Procurement Council は 2001 年 1 月にプログラムの実施を公表する。
 - (2) 各政府機関、地方自治体での発注目標額を設定する。
 - (3) 各業界団体の組織を活用し、プログラムの宣伝を行う。
 - (4) 2001 年 9 月 1 日より具体的な受発注をスタートする。
-

7. 経済便益

自由な競争社会では得てして規模を背景とした大企業による市場支配へと進む傾向がある。そして経済の集中はそれが過度に進めば国民経済自体を歪める要因となる。一方、起業意欲のある者の市場への自由な参入を促し、中小企業を育成することは結果的にバランスのとれた産業構造をつくり、国民経済を健全にするものである。すなわち、公平な事業活動の機会を確保することが国家的な便益につながる。本プログラムはこの便益性を追及するものである。因みに他国の事例を見ると、1995 年の米国で 617 億ドル、1998 年の日本で 4 兆 9000 億円(約 445 億ドル)が対中小企業への優先購入されている。

8. 実施上の留意事項、問題点

中小企業向けへの特別発注枠を設けるとしても、入札によって選ばれた中小企業のみが契約を出来ることになる。出来るだけ公平性を維持し、かつ中小企業の支援と言う目的を達成させることの難しさがある。また、調達情報の入手と言うことでは都市部の中小企業が有利となる可能性が高い。一方、調達する側にとっては実績の無い企業をどのように評価し、適切な評価を行うか、入札審査結果に責任を持つ必要がある。

1. 背景・事由

国内中小製造業が生産技術、あるいは製品開発技術面で抱えている問題点は二つの側面に表れている。ひとつは旧国営企業の分割によって生まれた中小企業の多くが抱えている問題で、自社の設備・技術そのものが古く、現在の市場ニーズに対応できる製品の生産には不適當であると言う問題である。もうひとつの側面は新たな設備・技術でスタートした中小企業において多く指摘される点で、市場の拡大、製品の多様化、品質の向上などを図る上において、自らの設備や知識が不十分であると言う問題である。現在、ハンガリーにおいてブダペスト工科大学などの研究機関と欧州からの投資を中心とした MNCs との共同研究開発は非常に活発になってきている。一方、国内の中小企業は、農産品加工など一部の分野を除き、公的技術研究機関が不足(ないしは、体制変革後の混乱が影響)していることもあり、社外の力を借りた生産技術の向上、製品開発などを行うことは困難な状況にある。この現状を改善するため、技術支援を求める中小企業と支援が可能な研究機関の両者を引き合わせ、中小企業の技術改善に資するプログラムが求められている。プログラムでは中小企業における研究開発分野支援、既存の生産技術・設備についての診断・指導、製品開発支援などと共に、それらを支援するための機関、体勢作りを狙いとする。

2. 目的

中小企業に対する公的な技術支援体制を整備し、中小企業が抱える生産技術・設備の改善、および製品開発に係わる R&D に寄与する。

3. プログラム実施による成果

直接的効果:

- (1) 技術支援機関の設備改善、人材の有効活用
- (2) 技術支援斡旋機関の設置と斡旋サービスの提供
- (3) 中小企業における生産技術の改善
- (4) 中小企業における研究開発の促進
- (5) 中小企業による新製品の開発

間接的効果:

- (1) 国内の研究開発技術の発展
 - (2) 中小企業の競争力向上による経済への貢献
 - (3) 体制変革前に存在した公的な技術支援機関は、その後の情勢変化により人材の流出や財源不足から活動が縮小されるケースや組織自体が解体されている。これらの再編、強化を図り、国とし
-

て公的技術支援体制を再構築することも本プロジェクトにおいて期待される。また、将来的には業種分野毎の公的な研究機関や地域における公的技術支援機関設置のあり方を検討する上でテストケースともなりうる。

4. プログラム内容

本プログラムでは公的な技術機関の整備と中小企業の技術力の向上を狙いとするものであるが、プログラムの基本部分は技術開発の受け皿となる公的機関の体制整備に重点をおくものとする。具体的には、中小企業への技術支援、及び支援を行う実施機関の体制整備への助成金交付を行う。

支援を求める企業は費用の一部負担を行い、実施機関には費用の一部補填が行われる。本プログラムは毎年恒常的に行われることを基本とするも、プログラム実施に伴う体制の構築は次の手順で行われるものとする。

- (1) 現在、中小企業に対して技術支援を行える機関の内容把握（支援可能分野、スタッフ概要、設備内容、これまでの業務内容など）を行い、その結果を基に支援機関のデータベース作りを行う。
- (2) 中小企業、技術支援機関双方をつなぐ斡旋機関を各地域の商工会議所に設置する、将来は今年から設置が予定されている各地のSubcontracting Agencyも主要斡旋機関として位置付ける。
- (3) 経済省はプログラム実施、及び体制構築に関わる費用の予算化を図る。
- (4) 経済省は「産学協同R&D推進プログラム」として広報、普及活動を開始する。
- (5) 斡旋機関は斡旋業務を開始する。斡旋の申し出は企業、技術支援機関の双方から可能なものとする。
- (6) 斡旋機関が適切と認めた案件については政府が一定の助成金を交付する。また、研究開発支援に関わる案件の場合、必要に応じて技術支援機関の設備改善に関わる費用の助成も行う。
- (7) 技術診断・指導は最長6ヶ月、研究開発支援は最長10ヶ月とし、更新は不可とする。但し会計年度を越えた業務の継続は可能とする。
- (8) 技術斡旋機関はデータベースの更新、及び実施案件のモニタリングを行うものとする。特に仲間内でプログラム助成金を活用し、実質的な中身が無い案件を対象としないよう監理する必要がある。

人員：

経済省中小企業振興局における本プログラム実施監理者は特別に置かず、現在のスタッフが兼任する。但し技術支援幹旋機関としての商工会議所、ないしは **Regional Subcontracting Agency** においてはプログラム専任者を一名置くことが望ましい。その費用負担はそれぞれの機関が行う。

予算項目；

- ・ 技術支援幹旋機関への組織強化費用（広報、普及活動費の補助）

商工会議所でのコンピュータ導入はかなり進んでおり、ここではそれらを活用し、幹旋業務にあたるものとする。

- ・ コンサルティング（技術支援案件）実施に伴う半額補助金

技術診断・指導案件への補助金 $500,000\text{HUF/件} \times 50\% \times 100\text{件/年間} = 25,000,000\text{HUF}$

研究開発支援機関への設備助成金 $5,000,000\text{HUF/件} \times 10\text{件/年間} = 50,000,000\text{HUF}$

研究開発支援案件への補助金 $2,500,000\text{HUF/件} \times 10\text{件/年間} = 25,000,000\text{HUF}$

5. 主たる実施機関、関連機関

経済省中小企業振興局がプログラムの実施監督機関となり、プログラム実施に関わる予算措置を行う。

技術支援幹旋は各地の商工会議所、および、**Subcontracting Agency** が行う。

技術支援を行える機関としては、工科大学、国立の研究所、**HPC**、および、**MVA** プログラムを実施した技術系コンサルタント等。

6. 実施スケジュール

(1) 本プログラムの内容を **EDB (Enterprise Development Board)** の場で協議し、関連する、研究機関や地方自治体との調整を約 6 ヶ月を目処に行う。協議においては企業の負担率や技術支援機関への助成のあり方などを決定する。

(2) 本プログラムの実施採択後、3 ヶ月内に技術支援機関のデータベース作成を経済省が行う。同時に各商工会議所、**Subcontracting Agency** ではプログラム開始の準備作業を行う（申請書の作成など）。

(3) 予算措置を行う。

(4) 本プログラムの広報、普及を開始する。

以上、プログラムの立ち上げまでに 10 ヶ月から 12 ヶ月を要し、本格実施に移るものとする。

7. 経済便益

公的技術支援機関として、多数の民間企業にサービスを提供することにより社会投資面での便益性を確保できる。また支援を受けたことにより中小企業の業績が伸びれば、雇用や消費面への貢献となって現れる。

8. 実施上の留意事項、問題点

これまで中小企業が大学や研究機関と一緒にあって製品開発、あるいは技術改善を行なうと言う風土がハンガリーでは欠けていた。そのため中小企業と技術支援機関が協力できる環境づくりが問題となる。また企業の負担額、技術支援機関への補助金額の決定が公平で、国民的理解が得られる範囲で行なわれなければならない。

旧国営の研究機関での経営者や施設の活用をこのプログラムの中でどのように図っていくかも課題である。

(プログラム 2.1) 経済省地方組織の強化

1. 背景・事由

1990年代は体制移行に伴い、新たな制度や組織が作られた10年であった。そのような中、地方における中小企業の振興体制はLEAsやRDCsによって単発的にはなされているが、経済省として組織的な振興体制作りが遅れている。地方においては自治体や民間の工業団地を中心に産業振興に取り組んでいる地域もあるが、住民の生活環境維持を主要任務とする地方自治体において、産業振興への取り組みは一般的に優先順位が低い。一方、現在あるLEAsやRDCsは独立した法人として活動しており、政府の中小企業関連プログラム実施はその活動の一部にすぎない。今後、中小企業振興の所轄官庁である経済省がその施策を地方において展開、浸透させる上での全国的なネットワーク構築が必要である(ハンガリーの地方における産業開発体制については本編2.2.5節において、その現状を述べている)。一方、産業政策立案の基となる、事業所データ、地域産業分析なども経済省として十分な体制にあるとは言えない。今後、事業所登録はこれまでの商工会議所を窓口とする形が廃止となる。これを機に、事業所データについては経済省が直接行うことも考えられる。しかしそのためにはやはり地方における組織作りが重要である。

2. 目的

地方における経済省独自のネットワーク作りを行い、地方産業の実態把握、地方産業開発政策の立案、および、その政策実施を徹底する。(この場合、地方産業開発の主役は中小企業と想定している)

3. プログラム実施による成果

直接的効果:

- (1) 地域の事情に沿った産業開発(及び中小企業)の振興。
- (2) 中小企業を中心とした地域経済の活性化促進。
- (3) 中小企業施策実施の迅速性確保。

間接的効果:

- (1) 組織強化による新規スタッフの雇用
 - (2) 経済省の政府内における相対的地位の向上
-

4. プログラム内容

本件はプログラムではなく、組織体制を構築するプロジェクトと呼ぶべきものである。体制構築は二つのフェーズに分けられる。最終的には経済省としての地方産業振興局を7地域に設置する事を目標とするプロジェクトである。

手順:

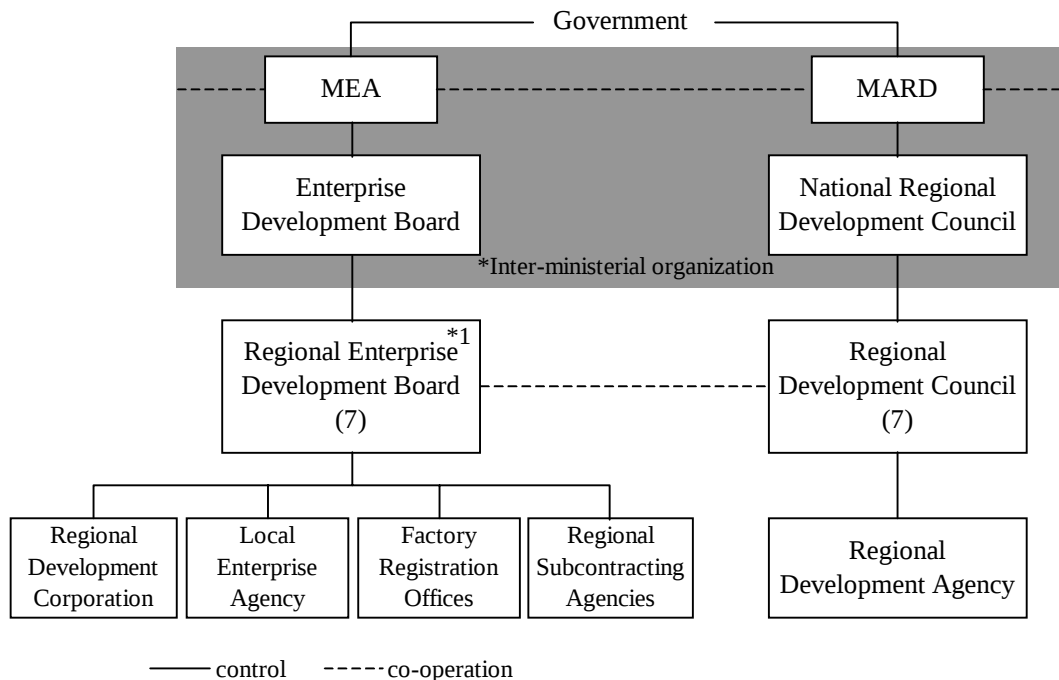
フェーズ I:

経済省は本年度から、地方で行う特定プログラムの実施は **Regional Development Holding Company (RDHC)**、及びその地方機関である **Regional Development Company (RDC)** を通じて展開していく方針である。また、これまで地域毎に活動を行ってきた **Local Enterprise Agency (LEAs)** や、本年末から設置される予定の **Subcontracting Agency** も経済省のプログラム実施機関として位置付けられる。当面はこれらの機関を 7 地域毎にグループ化し、地域企業開発委員会 (**Regional Enterprise Development Board**) を設置する。同委員会には地方自治体及び経済団体の地方支部代表もメンバーとして加え、地方毎の産業振興について協議する、いわば **Enterprise Development Board (EDB)** の地方版としての役割を持たせる。また、同委員会には常設の事務局を設置する。一方、事業所の登録についてはこれまで各地の商工会議所を窓口としたシステムから、内務省管轄下の文書局 (**Document Office**) が担当機関となる予定である (2000 年 10 月現在)。しかし本来、事業所データの管理は経済省が行うべきものである。経済省の監理の下、全国に点在する登録事務所を窓口として行い、そのデータは経済省で管理されるものとする (地方毎のデータは地域企業開発委員会事務局にて一旦纏め、本省へ報告する。これらは電子媒体によって行われる)。経済省は地域企業開発委員会から出された意見や施策案を基に各地域に合った形で産業振興策を実施する。地方における産業振興の財源は主に **Economic Target Fund**、**Tourism Target Fund**、および **SME Target Fund** より拠出されるものとする。

フェーズ II:

地域企業開発委員会事務局を経済省の地方出先機関として位置付け、地方産業振興局 (**Regional Industrial Promotion Office**) に昇格させる。地方産業振興局の構成は開発委員会事務局を母体として、経済省のスタッフによって運営される。その主な役割は、地方における中小企業の現状分析、事業所データの管理、産業振興策の企画、プログラム実施監理である。この経済省地方産業振興局の設置は政府が現在、農業地域開発省主体で進めている **Regional Development Council** 構想に対抗するものではなく、産業開発分野を更に補強する狙いを持っている。将来的には **Regional Development Council** が地域の総合開発計画を策定し、その中の産業開発分野を経済省地方産業振興局が分担する構図となる (下図参照)。地方の **RDC**、**LEA** および新設予定の **Subcontracting Agency** は地方産業振興局の下に位置付ける。

CONCEPTUAL DRAWING OF MEA'S REGIONAL NETWORK



*1 The Regional Enterprise Development Board will be the Regional Industrial Promotion Office in the future.

人員：

各 Regional Enterprise Development Board (REDB) は将来 (3 年後を目処に) は Regional Industrial Promotion Office (RIPO) として経済省の組織のひとつとするものである。RIPO として一事務所あたりのスタッフは所長以下、4～5 名によって構成される。従って、全国で 35 名程度の職員が新に必要となる。

費用：

本プロジェクトは組織構築であり、組織の運営費は経済省の事務経費として扱われることが望ましい。また、フェーズ I での事務局の職員も経済省の正規職員を想定している。

新規職員分の人件費、事務所の事務経費、活動費の 3 項目が主要予算項目となる。

一事務所あたり、人件費：4million HUF、事務経費：3million HUF、活動費 15Million HUF の計 22million HUF。全国 7 ヶ所の合計が約 154million となる。この中には具体的なプログラム実施費用は含まれない。

5. 主たる実施機関、関連機関

主たる実施機関：経済省

関連機関：

Regional Development Holding Company,
Regional Development Corporations,
Local Enterprises Agencies,
Subcontracting Agencies,
および、地方自治体、経済団体

6. 実施スケジュール

フェーズ I:

すでに Regional Development Holding Co.を通じた地域産業開発の方向性は打ち出されており、次の課題は経済省のプログラムを主に実施している各地方機関をメンバーとした地域企業開発委員会の設置である。そのための法整備及び事務局の設置を 2001 年 12 月までに行う。そのための準備は経済省で行う。フェーズ I における法整備はあくまで地域企業開発委員会および、事業所登録データ管理に関わるものとし、将来の経済省地方産業振興局の設置については別途行うものとする。

フェーズ II:

フェーズ I での体制を基に、経済省の地方出先機関として地方産業振興局を設置する。設置目標年として 2005 年 1 月を目処とする。そのための法整備を 2003 年より着手する。

7. 経済便益

経済省の各種施策実施を通じて地域の経済開発が進展する。それによって様々な経済的便益を得ることが期待される。

8. 実施上の留意事項、問題点

経済省が独自の地方ネットワーク組織を持つことにより、政策立案の根拠となる基礎的データを集めることが可能となるとともに、施策の実施、監理面での効果を高めることが出来る。しかし一方では組織の拡大につながり、政府が目指す small government、あるいは外部 agency 活用の方針と背反するものともなる。費用効果の面から経済省としての地方組織の拡大、充実化を検討することも重要である。費用対効果の問題である。特に、既存の農業地域開発省の下にある地域組織との行政機関としての役割分担において重複が生じないようにする組織作りが求められる。

(プログラム 2.2) 対中小企業開発プログラム評価機関の設置

1. 背景・事由

EU 第 4 次企業プログラム(2001 年～2005 年)の方向性のひとつは、政策の実効性を増すために、政策パフォーマンスのベンチマーキングや成功事例の収集等、モニタリングに注力していくこととしている。すなわち施策策定においては財政的介入を極力制限すると言う原則をかかげ、費用対効果の点から施策の効果を常にウォッチングしていくというものである。ハンガリーにおいても、今後、中小企業施策が体系化されることにともない、このような施策モニタリングを行う機関を設置することは政府、国民双方にとって有意義なことである。とくに、懸命に EU の政策、施策等を参考に中小企業の振興を図ろうとしているハンガリーにとって、法制化までは果たしたものの、実際、政策、施策が有効に機能しているのか、どのような改善を加えるべきなのかを見極める常設機関が現在のところ無い。但し、政府調達の実績報告については Public Procurement Council が、金融機関の対中小企業向け融資実績については State Monetary and Capital Inspectorate が内閣に報告するものとなっている(Government Decree 205/1999)。

経済省はプログラム管理機関として 1999 年に設立した Hungarian Enterprise Promotion Public Utility Company(MVF)に施策のモニタリングを期待しているが、MVF は組織の立ち上げ期と言うことで、これまでのところモニタリングの役割を果たすまでには至っていない。また、基本的に MVF はプログラムの発注をなす立場であり、その機関が行う評価には客観性の面から疑問視する者もいる。モニタリングにはこの面での配慮も必要である。

2. 目的

対中小企業施策がどのように実施されているかをモニタリングし、その結果を評価して、効率の良い中小企業施策の実現につなげる。

3. プログラム実施による成果

直接的効果:

- (1) 中小企業施策の費用対効果の提示
- (2) 中小企業施策の有効性の促進
- (3) 中小企業施策の企画・立案における情報の提供
- (4) 対中小企業予算の効率配分の促進

間接的効果:

- (1) ハンガリー政府の信頼性の確保(対 EU 加盟の戦略として)
 - (2) 政府予算の効率配分の促進
-

4. プログラム内容

既存の ISBD に対中小企業プログラム評価を行う部門を設置するプロジェクトである。

手順：

- ①Institute for Small Business Development(ISBD)の規約を一部変更し、中小企業施策モニタリング機関としての役割を加える。
- ②モニタリングを行える権限をISBDに与える。
- ③モニタリングのための人員と予算の増加を図る。人員については大学や研究機関のスタッフ、あるいはMVAなどからの補充も検討する。少なくとも現状の人員に加え、3～5名の増員が必要である。
- ④経済省はISDBの新たな活動に必要とされる予算の措置を行う。
- ⑤ISDBは毎年発行している中小企業年次報告書に加え、中小企業施策評価報告書を策定し、中小企業審議会（EDB）に報告する。
- ⑥モニタリング内容はプログラム実施による成果、問題点、予算管理、費用対効果などを中心とする。

人員：

ISDB の職員として施策モニタリングの専任者を 3～5 名雇用する。現在の ISDB 自体の職員数が少ないことから、この増員は ISDB 本体の組織強化の意味も含んでいる。

費用：

- ・増員スタッフの人件費
- ・活動費、旅費、日当など
- ・事務経費、報告書作成費など
- ・事務所は現在のISDB所在地とする

5. 主たる実施機関、関連機関

Institute for Small Business Development (ISBD) が実施機関。

経済省 (MEA) は ISDB と共に立ち上げの準備作業を行う。

6. 実施スケジュール

本プロジェクトの実施は経済省の内部の手続きのみで可能となる部分が多い。早急に着手に移すためには経済省内部で準備協議会を設置することが必要である。但し方針決定後も、スタッフの増強、地方における体制作りなどがあり、モニタリングの実施は対象を限定して、次第に拡大していく方法をとら

ざるを得ない。スタート時期として 2002 年 1 月を目標とする。モニタリング作業は 2002 年度の実施施策分からとし、それまでの期間は評価に使う指標などの整備を行う。評価報告書の提出は 2003 年以降となる。

7. 経済便益

中小企業施策の実施において費用対効果を確認していくことにより、予算の効率的な運用が促進される。

8. 実施上の留意事項、問題点

中小企業分析において経験が長い ISBD は現在、経済省内の一機関である。経済省内の政策部局と一線を画する事によって公平な評価が出来るかどうかは課題となる。そのためには現在 ISDB が持っている独立性を尊重すると共に、EDB の民間メンバーによるチェックも必要である。これによって ISDB 自体の存在意義も高まる。また、対 EU への加入においても政府の信頼性を高めることが期待される。また、実際の評価作業においては EU、あるいは OECD の政策ガイドラインがひとつの指標となるが、あまりにもそれを厳格に適用した場合、ハンガリー独自の事情に基く中小企業施策の特殊性が損なわれる恐れもある。国際的指標を参考としながらもハンガリーの特殊性をどのように反映させるかを考える必要がある。

(プログラム 3.1) インターネット利用下請取引促進

1. 背景・事由:

現在、作成中のセーチェニ・プランでは、部品のバイヤー（ハンガリー資本の企業及び外資系企業）とサプライヤーのチェーンの構築・強化を図ることを基本方針としている。従来の下請促進政策では、サプライヤーのデータベースを構築することに主眼が置かれてきたが、サプライヤーの情報を整備するだけでは、下請ビジネスを発展させることは難しい。下請ビジネスを振興させるためには、バイヤーから定期的に情報を提供し、サプライヤーが最新の購買情報に常時アクセスできるようにすることが必要である。

本調査では、下請振興関連のパイロットプロジェクトとして「下請振興プロジェクト」と「コンピューターを利用したマッチメイキングプロジェクト」を実施している。「下請振興プロジェクト」では、バイヤーから希望調達部品の情報（スペック及び図面類を含む）を収集し、サプライヤー122 社にそれらの情報を送付している。そして、潜在的な対応能力が高いと考えられるサプライヤーを選定し企業診断を行った上で、マッチメイキングを試みている。また、「コンピューターを利用したマッチメイキングプロジェクト」では、1,600 社のサプライヤーを対象に、バイヤーからの購買情報をコンピューターでアクセスできるシステムを構築し、バイヤー・サプライヤー間に人が介在してマッチメイキングの促進を図っている。しかし、「下請振興プロジェクト」は現地作業期間約4ヶ月半、「コンピューターを利用したマッチメイキング」は約3ヶ月の短期間で実施されている。マッチメイキングは、短期間で成果を挙げることは困難であり、継続的かつ総合的な取組みが要求される。

従って、上記2つのパイロットプロジェクトでの経験、教訓を踏まえて、当プログラムを実施し、インターネットを活用した、人を介在させたマッチメイキングシステムを確立し、運営してゆくことが必要である。なお、本提案プログラムは2つのパイロットプロジェクトを1つにまとめ、総合的アプローチを狙ったものである。

2. 目的:

人が介在したバイヤーとサプライヤーのマッチメイキング活動を実施する。マッチメイキング活動の過程で、経営管理、生産管理、技術指導を行いつつ中小企業の競争力向上を図る。

3. プログラム実施による成果:

直接効果:

- (1) 常にアップデートされたバイヤー・サプライヤーデータベース
 - (2) バイヤー・サプライヤー情報の検索システムソフトウェア
-

(3) 下請取引の増加(マッチメイキング実施の拡大)

(4) 工場診断、技術指導の実施

間接効果:

仲介活動の定常化を通じて、各業界の下請構造の問題点・課題が明確にされ、仲介機関による提言等によって、適切な下請振興政策の立案・実施が期待される。

4. プログラム内容:

全体のプログラムを Phase I(1 年目)と Phase II(2 年目)に分けて行う。Phase I は PP-2 で開発したバイヤー・サプライヤーデータベースを利用してマッチメイキング活動を実施する。Phase II は PP-1 で実施したコンサルティング機能をさらに拡大して実施する。具体的なプログラムの内容を以下、1)中央実施機関の機能、2)地方実施機関の機能、3)地域展開の面から述べる。

(1) 中央実施機関の機能

中央実施機関の業務として以下が挙げられる。

- ・ 継続的なバイヤー、サプライヤー情報の収集とこれらデータベースの更新
- ・ データベースのホームページへの掲載とインターネット接続
- ・ 広報活動、バイヤー、サプライヤーの会員募集
- ・ コンピューターシステムの保守、管理
- ・ 地方実施機関の支援

現在、中央実施機関として経済省、ITDH、HPC などの名前があがっているが、今後の検討課題である。

(2) 地方実施機関

具体的な実施機関の設立を必要とする。実施機関は各地域毎に展開して設立する方が望ましい。これは各地域毎に実施機関を設立してバイヤーおよびサプライヤーとの密接な関係を維持しつつ展開して行くべきであるためである。実施機関として LEA、Regional Subcontracting Agency、または各地域の商工会議所などが候補として挙げられる。これら実施機関の主要な機能として以下が挙げられる。

- ・ マッチメイキング活動
- ・ 簡易工場診断、金融支援のためのアドバイスなどの総合コンサルティング活動

上記の機能を満たす実施機関における要員の体制と主要機能として以下を提案する。

- ・ マッチメイキング活動要員 (1 名) : バイヤー情報の収集、サプライヤーへのコンタクト、工場訪問の設定、商談開始への斡旋等
 - ・ 専任コンサルタント要員(1 名)、但し業務量により外部コンサルタントを適宜配置す
-

る。：簡易工場診断、技術支援、金融支援のためのアドバイスなどの総合コンサルティング活動

- ・ スタッフ要員(1名):オフィス業務

(3) 地方への展開の実施

本プログラムを実施するにあたり、地域への展開が必要となる。例えば LEA の各主要所在地（7 地域）をベースにした地域的な展開を図ることを前提とした場合、実施機関として 7 地域が設定される。これを比較的工業立地数の多い順から列挙すると以下のとおりとなる。

- ・ Central part of Hungary : Budapest
- ・ West-Transdanubia : Győr - Moson - Sopron County
- ・ Middle-Transdanubia : Fejér County
- ・ Northern part of Hungary : Heves County
- ・ South-Transdanubia : Tolna County
- ・ North-Great Plain : Jász-Nagykun-Szolnok County
- ・ South-Great Plain : Békés County

（右はこれら地域の主要 County）

また、上記地域の他に以下の地域を優先して実施する方法もある。この場合の地方実施機関としては各地域に最も近い LEA、Regional Subcontracting Agency、または商工会議所などがあげられる。

- ・ 旧ソビエト連邦市場を中心としていた企業が集中している地域（Miskolc 等）を優先して実施する。
- ・ 特定の産業セクターが集中している地域を選定する。
- ・ 特定の企業を選定して実施する。例えば、比較的現地調達率の高い梱包製品、下請振興が行いやすい機械、プラスチック部品産業等。

5. 主たる実施機関、関連機関：

経済省を責任官庁とする。中央実施機関は前述したように未定である。バイヤー・サプライヤー情報を掲載したホームページの作成とアップデート、システムの管理と保守を行う。また、広報活動も行う。各地域の実施機関として LEA、Regional Subcontracting Agency、または各地域の商工会議所などが人を介在させたマッチメイキング活動や、下請契約に関するコンサルティング、サプライヤーに対する企業

診断等を行う。また、マッチメイキングを支援するための委員会を設置し、MEA/ITD、HPC の他、政府系金融機関、技術指導機関等を構成メンバーとし、支援方法に関し定期的にミーティングを行う。

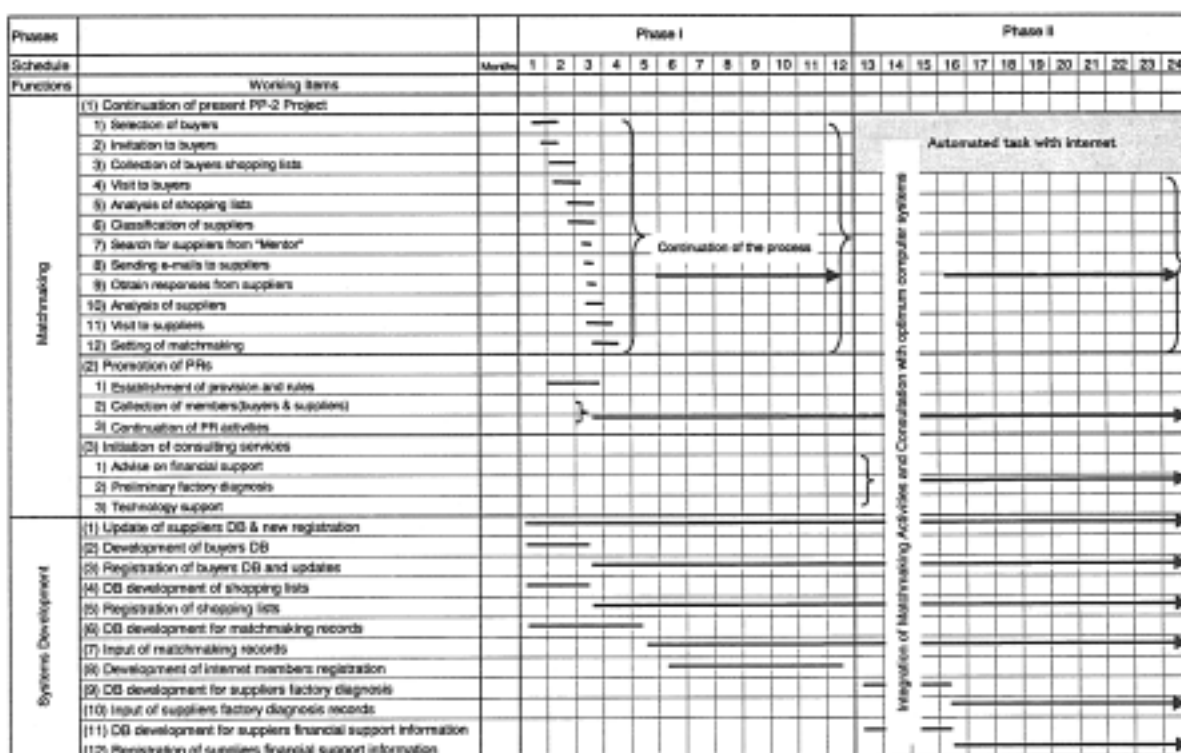
6. 実施スケジュール:

第一フェーズと第二フェーズをそれぞれ一年毎に分けて実施するものとする。第一フェーズは PP-2 で実施した業務を継続して行ない、第二フェーズは実施機関のコンサルティング機能とコンピューターの最適システムを導入することを前提とする。フェーズ毎に分ける理由として、以下が挙げられる。

- ・ 地方展開のための実施機関として LEA を想定しているが、現状では LEA の機能、人員体制が不備であり、即実行に移すことは不可能である。
- ・ PP-1 で実施した簡易工場診断などのコンサルティング活動を行う要員体制が不備である。

従って、本調査報告書 4 章において述べられた「中小企業経営コンサルタント資格制度の導入」などの各プログラムの推進を図りつつ、フェーズ 2 の実施を行うことが望ましい。

以下に同プログラムの業務実施内容をマッチメイキング活動とコンピューターシステムの開発に分け、また各業務の詳細内容のスケジュールを掲載した。



7. 経済便益

サプライヤーからの国内調達率が増加し、部品の輸入代替が行われ、従って貿易収支が改善する。

当面は工業セクターを中心として実施するが、将来はサービス業など他のセクターにも展開を図れば、下請企業の規模の拡大が行われる。

8. 実施上の留意事項、問題点

(1) 中央支援機関が決定されていない。

(2) 地域の実施機関である Regional Subcontracting Agency の実体が明確でない。

(プログラム 3.2) 工業団地活用によるクラスター開発支援

1. 背景・事由

下請振興プログラムの一環として、経済省が主体となって現在取り組んでいる産業クラスター構想は、これまでのところ、取引候補先情報の提供、あるいは金融支援の施策が中心として進められている。しかし、クラスター構想の基本である同一地域での関連企業の集中化を直接支援する施策は少ない。一方、国内には既に計画承認済みも含め 112 ヶ所の工業団地がある。しかし実際、企業の入居があるのはその内の 55%程度と見られ、地域によってその活用状況に大きな差が見られる。経済省は既に十分な工業団地が開発されていることから今後は、工業団地の内容を更に吟味し、インセンティブ付与の対象とすかどうか判断するとしている。この工業団地の有効活用と、クラスター構想における下請企業(中小企業)支援を組み合わせたプロジェクトを提案する。

2. 目的

産業クラスター構想の具体化を、対象地域内に既に開発された工業団地を中核地として活用することにより効率的に進めていく。

3. プログラム実施による成果

直接的効果：

- (1) 既存工業団地の有効活用による部品産業、関連産業の集積化
- (2) 工場の一地域における集中化
- (3) 下請契約の促進
- (4) サプライヤーの生産技術の向上

間接的効果：

- (1) 地域産業の開発、活性化
- (2) 地域総生産の増加

既に開発がなされている工業団地と、その地域で進められようとしているクラスター計画とを組み合わせることにより、双方の活性化につながり、ひいては地域の活性化につながる。

4. プログラム内容

本プログラムは今後各地で展開される予定の産業クラスター育成計画に合わせて、各々の地域で行われるものである。また、プログラムの対象は必ずしも自動車や電機・電子のみならず食品や木工などの産業も対象とする。プログラムの内容は次の通り；

- (1) 経済省 (MEA) は産業クラスター育成計画 (経済省が Subcontracting Program で Subcontracting Promotion Agency を契約した案件) に基き、仮想バイヤー (Subcontracting program では
-

Customer と表現) の近郊に位置する適切な工業団地を「クラスター支援工業団地」として公式に指定する。

- (2) 指定された工業団地については、該当する **Subcontracting Program** の中核地として、その規模、入居予定企業の数などを指標として経済省より環境整備助成のインセンティブ（助成金）を工業団地開発主体(会社)に与える。助成金の額はこれまで経済省が工業団地開発において提供してきた制度を見直し、具体的な成果に基く助成の方法を取る。
- (3) 工業団地内に **Regional Subcontracting Agency** が運営するワンストップサービスセンターを置く。同センターでは下請契約に関わる仲介業務の他、企業に求められる行政手続きの一元化、技術、経営指導におけるコンサルティングの派遣、金融サービスの仲介、ITD-H と連携した海外市場情報の提供などを行う。このワンストップサービスセンターが提供する業務内容は一律的なものではなく、各工業団地が置かれている状況、入居企業の特性などを考慮して決定する。但し、業務の柱として「行政手続きの一元化」を図る企業へのサービスは各センターとも必須のものとして備える。ワンストップサービスセンターの運営費用は事務所賃貸料を除き、全て **Regional Subcontracting Agency** が負担する。事務所は工業団地会社が無償提供。
- (4) 指定工業団地にサプライヤーの入居を促進するとともに、下請契約を可能とするために技術的支援を入居企業に対してなす。この場合のコンサルタントの派遣費用は半額補助が経済省からなされる。半額はコンサルタントを要請した企業側の負担。
- (5) 工業団地開発・運営会社は該当する **Subcontracting Program** の趣旨に沿って産業クラスターの形成に協力するものとする。そのための誓約書を交わす。

以上が本プログラムをなす主要項目であるが、さらに仮想バイヤー (**Customer**) の協力を得て、技術支援センターや技術者養成所を団地内に設置することも検討すべきである。この場合の方法としては、工業団地管理会社が用地を無償で提供、人材(技術指導員、講師など)の派遣を仮想バイヤーに期待し、具体的な施設の建設費については公的機関を含む関係者間で分担するやり方をとる。

人員：

経済省はプログラムの調整者としての働きをなすが、本プログラム推進のための専任者は新に雇用しない。これまでの **Subcontracting Promotion Office** の担当者が業務の一環として兼任して行う。

予算項目；

- ・ 工業団地への助成金(経済省 **Regional Economic Development** による助成金枠を使用する)
 - ・ 団地内におけるワンストップサービスの維持管理費(**Subcontracting Agency** の活動経費の一環
-

として)

- ・ コンサルタント派遣費用 (別途、行っている対中小企業支援のためのコンサルティング派遣プログラムを適用する)

上記は考えられる主要費用項目であるが、地域によってプログラムの構成が変わってくるため、具体的な金額の見積もりは不明。また、技術支援センターや技術者養成所の建設予算は本プログラムとは別途のものとして考えるべきである。

5. 主たる実施機関、関連機関

経済省、地方自治体(工業団地がある)、工業団地開発会社、クラスター計画に署名した各機関(民間企業含む)がプログラム構成員となる。プログラムの実施調整は各地に設置予定の **Regional Subcontracting Agency** が行う。

6. 実施スケジュール

Subcontracting Program の第 1 号案件として、エステルゴムのスズキ自動車を仮想バイヤーとするプロジェクトが進められようとしている。エステルゴムにおける **Subcontracting Agency** の設置である。このプロジェクトに合わせて、本プログラムも実施するものとする。従って、本プログラムは経済省が実施している **Subcontracting Program** に追加されるプログラム項目である。対象となる工業団地は **ESTERGOM INDUSTRIAL PARK**。

2000 年度 11 月に経済省とスズキ自動車、及び関係者間で **Subcontracting Agency** 設置の合意書調印がなされ次第、本プログラムの第一号案件としてスタートさせる。**Subcontracting Agency** が実施推進機関となるため、実施スケジュールは **Subcontracting Agency** 次第となる。

7. 経済便益

工場の集積化を図ることによる物流、情報面での経済的便益を図ることが可能。

8. 実施上の留意事項、問題点

まず、クラスター構想プログラムに関し、民間企業側にどの程度のニーズがあるか不明である。地域における特定産業の開発、地域産業の活性化を図るものであるが、結果的に特定の企業グループのみに対するインセンティブの提供となる恐れがある。具体的に地域に与える経済効果とインセンティブ提供の透明性をきちんと評価出来るものとしなければならない。**Subcontracting Agency** の設立次第でスケジュールが遅れることも考えられる。

(プログラム 4.1) 設備近代化特別貸付制度の導入

1. 背景・事由

国内の下請振興については 1998 年に「Subcontracting Program」として国内サプライヤーの育成支援プログラムがスタートしている。更にこの計画を強化すべく、下請クラスター支援プログラムや、ベンチャーキャピタルの新設構想などが現在検討され、実施の準備段階にある。これまでの施策からバイヤーとサプライヤーのマッチング部分については従来に比べ大きな改善が図られていると言える。一方、潜在サプライヤーの育成そのものについては、技術面ではバイヤー側の支援を得ながら、あるいは、別プログラムとしてあげた産学協同プログラムを活用しながらバイヤーニーズに合わせていくことが期待される。政府は金融面ではベンチャーキャピタルの新設、あるいは信用保証制度の拡充などにより下請企業を支援していく方針であるが、間接金融制度（一般銀行借入れの制度）については金融機関の制度改善に依存している状況である。Szechenyi Plan の Enterprise Promotion Program において中小企業が望んでいる施策の調査した結果が述べられている。そこで最も要望が高い項目のひとつが資金調達ルート拡大である。間接金融において中小企業が問題を抱えている証であろう。さらに、この国の生産設備の老朽化については、本調査で実施したアンケート調査によって企業自体が断然一位の問題点として指摘している。これらの現状より、政府が制度金融として下請企業の設備資金および運転資金に供する優遇制度を別に設け、中小製造企業を対象にした特別貸付制度の導入を提言する。本貸付制度の第一の対象は下請企業群として提案するが、他のセクターの需要も考慮し中小規模の製造業全体を対象を取ることを検討すべきである。

2. 目的

下請契約振興策の一環として、また、中小製造業全体の設備近代化を計るために中小製造企業を対象に特別金融制度を設け、中小企業の設備近代化を図る。

3. プログラム実施による成果

直接的効果：

- (1) 中小企業が有利な条件の下、資金の調達が可能となる。
- (2) 中小企業の設備更新を含む技術革新が図れる。

間接的効果：

- (1) 機械関連産業の発展
 - (2) 効率的な政府資金配分
-

4. プログラム内容

中小企業向け制度金融を政府が設ける。主に下請契約を行う予定の中小サプライヤーの設備資金需要に対応するものとし、(現行、商業銀行による貸付条件より)長期返済期間、低利固定金利の融資とする。取り扱いは国内の指定された金融機関が行い、受付自体は新設予定の **Regional Sub-contracting Agency** でも行えるものとする。下請契約であることを裏付けるためにバイヤー側の同意書提出を貸付の条件とする。具体的には次の手順を踏んで行われる。

手順;

- (1) 政府は大蔵省、経済省が中心となって本プログラム実施に関わる必要な法整備、および融資条件、仕組みの検討を行う。
- (2) この制度の原資として、海外より低利資金借入れを検討する(外国機関との交渉)。この場合、大蔵省は借入れ保証を行えるよう内部での手続きを進める。
- (3) 原資調達の見込がついた時点で法整備の最終化を図る。この段階で国内取り扱い金融機関の決定も行う
- (4) 法律が制定され次第、実施に移す。

本プログラムで導入される特別貸し付け制度の内容は次のように想定する;

貸出金利:市場金利マイナス 1.5%~2%

返済期間:最長 5 年(案件毎の審査による)

返済猶予期間:最長 12 ヶ月(案件毎の審査による)

担保:貸付金額の 80%相当。但し、バイヤー側の発注書、あるいは購入同意書の提出

貸付金額:最高 1 億フォリント

用途:設備資金を中心とする。但し、設備投資によって必要となる運転資金も対象とする。

現行の市場金利が 14%とした場合、本プログラムでの貸出金利は 12%程度となる。政府及び取り扱い金融機関は原資としての外貨借入れが 4%とした場合、貸出金利との差(ここでは 8%)を為替リスク、取り扱い手数料などにあてるものとする。

人員;

新規増員なし

予算項目;

特別貸付原資 50,000,000HUF/平均貸付額x100 件/年x3 年間=15,000,000,000HUF/3 年間

5. 主たる実施機関、関連機関

開発銀行(Wholesale)、および指定された金融機関(Retail)

経済省、大蔵省、中央銀行が支援

6. 実施スケジュール

政府財政が厳しい中、如何にこの制度のための原資が確保できるかが課題である。二国間あるいは多国間の支援資金も原資として検討対象にすべきであろう。現在、下請振興の各種プログラムが進行中であり、それに合わせた形でのパッケージプログラムの中での金融支援として提供することが期待されている。

従って、まず、大蔵省と経済省で推進準備室を設置し、2001年4月を目処に上記手順(1)を進め、更に合わせて原資調達先への交渉を開始するものとする。恐らく海外からの借り入れの場合、双方の内部手続きに時間がかかることから、プログラムの実施時期としては2002年4月を目標とする。プログラム実施機関は原資の借り入れ条件にもよるが4年間を第一次実施期間とする。

7. 経済便益

中小企業の設備更新が進み、構造改善が図れると共に、国内産業基盤の強化が図れる。

8. 実施上の留意事項、問題点

中小企業に対する金融制度において、低金利など譲許性を高めた金融支援制度の導入は多くの国で採用されているものの、一方ではその問題点、あるいは政策としての正当性を疑問視する見方もある。例えば、最近日本でおきた「中小企業金融安定化特別保証制度(Special Guarantee System for Stabilizing SMEs Finance)」での問題がある。同制度は1998年10月に中小企業に対する貸し渋り対策として緊急避難的に導入されたものであるが、次ぎのような問題が起きた。

- ① 制度としての緊急性から融資審査の審査基準が甘く、中小企業のモラルハザードを招いた。
- ② 融資審査の甘さから多くの貸し倒れ債権が発生した。
- ③ 取り扱い金融機関が既存融資返済のための融資として本制度を乱用した。
- ④ 結果、貸し倒れリスクが民間金融セクターから公的部門に移った。

このような問題指摘に対し、政策として中小企業特別金融制度の正当性に関する考え方、および制度運営上での留意点として、下記のような点が言える。

金融システムとの関連で政府の役割は金融取引上のルール設定、そのルールのもとでの民間経済主体間の契約合意の履行、規制遵守の監視 (contract enforcement) などを行う他、民間金融セクターの補完、すなわち、政府金融機関の設立を通じた直接的な金融の仲介、あるいは資金配分へのコミットメントなどがある。

通常、自由な金融市場メカニズムを通じて実現される資金配分の状態は、必ずしも政府が望ましいと考えている配分状態とは一致しない場合がある。例えば、期待収益率が低い環境整備事業や信用リスクが高い新規事業、あるいはコストのわりに利益が低い小規模融資等に対し、利潤を追求する民間金融セクターが積極的に対応することは期待できない。しかし、国全体の利益を考えれば、それらへの資金配分は必要である。従って、政府は民間金融セクターを補う形で資金を配分する役割を担っている。これによって民間金融セクターが消極的になる融資分野への量的な確保がなされる。

それでは、何故、それらに対し金利を低くするなど優遇した条件での資金配分が必要なのか。本プログラムで取り上げている中小企業向け設備近代化特別貸付制度の場合、ハンガリーの中小企業は一般的に市場の金融逼迫状況から、長期資金市場から実質的に締め出されている状況がある。また、国内民間金融セクターの外資比率が 60% となっていることから、長期資金の提供も外貨貸しが中心となっている。このことも中小企業が市場から締め出される要因の一つである。この結果、中小企業は短期金融市場でも厳しい選別に直面し、結果的に借入れが出来たとしても、大企業に比較し、不利な条件（コストの高い）での借入れとなる。これはたとえ政府がルールを作ったとしても、信用メカニズムが働く自由な金融市場でおこりうる問題である。これは言わば「市場の失敗」のひとつである。この状況をそのまま放置すれば、大企業はますます強い交渉力を持ち、短期市場においても、中小企業より有利な借入れ条件を享受できることとなる。従って、大企業と同様の条件下で中小企業が借入れを果たせるようにするためには単に資金枠の確保のみならず、融資条件面で政府の優遇適用も正当化できる。

ただし、これはあくまで自由な市場における公平な扱いをなすためのものであり、融資条件面で中小企業に対しあまりに市場条件からかけ離れた制度とした場合、レントシーキング活動の誘発や、金融市場そのものを歪める（市中金利体系の混乱など）ことにつながる。この点に十分な留意が必要である。そのためには優遇根拠を明らかにした融資対象、条件の設定、公平性の維持（優遇度合いのみ極め）、運営上の透明性の確保などを盛り込んだ金融プログラムとすることが必要である。

(プログラム 5.1) 若手経営者集中教育プログラム

1. 背景・事由

個々の中小企業の成長が経営者の能力と資質にかかっていることは周知の事実である。統制経済下で育ったハンガリーの中小企業経営者の中には、市場経済下での経営者として必ずしも適合していないと思える事例が散見される。例えばバイヤーの新規注文あるいは増産注文を生産活動が過重になるとして断る、生産性向上の必要性を全く理解しない中小企業経営者がかなりある。統制経済下の生産量割り当てとノルマ達成主義が抜けきっていないものと解釈できよう。今後、先進工業国と同一市場で競争するには、市場経済下で企業活動が出来る経営者の育成が必須であろう。この観点から本パイロットプロジェクトでは、次代を担う若手経営者、後継者に対し、近代적かつ実戦的経営手法と共に市場経済下での経営マインドを習得させるプロジェクトを提案した。

なお、本プログラムは本調査団によって実施したパイロットプロジェクト(PP-3)の教訓をベースに、継続・拡大を考慮して提案するものである。

2. 目的

来るべき競争社会に備え、近代経営手法とマインドを身につけた中小企業経営者を輩出する。本プログラムの対象・受益者は中小規模の製造業若手経営者、後続者、上級管理職その他主旨に合致する希望者とする。

3. プログラム実施による成果

直接的効果:

- 1) 次世代中小企業経営者の能力が向上する。受講者は年間 80 名を目標とする。
- 2) 本プログラムを継続することによってハンガリー全体の中小企業近代化に貢献できる。

間接的効果:

- 1) プログラムに参加した次世代経営者同士が生涯助け合う出会いの場を提供できる。
 - 2) 本プログラム参加者が協力し、業界の指導的役割を果たす。
-

4. プログラム内容

本調査の PP-3 では、日本人教師を主体として実施した。また調査期間内での実施という時間的制約があった。これらを改善して下記の訓練内容を提案する。なお、本文の PP-3 の説明も参照のこと。

本プログラムの概要

- 1) 約1週間の合宿所での缶詰教育(座学中心)と約1ヶ月間の自社研修(学習内容の応用)をワンサイクルとする。
- 2) 4サイクルを1コースとして約4～5ヶ月でコース研修完了とする。
- 3) 年4回コースを開催する(ブダペストで2回、地方都市2ヶ所で各1回)
- 4) 受講生は各コース約20名とする。さし当って製造業を対象とする。
- 5) 多国籍企業等の見学実習を盛り込む。
- 6) PP-3 では受講料は無料としたが、本提案プログラムでは宿泊費と妥当な額の受講料を徴収する。

カリキュラム(案)

4 回の合宿形式で行う集中講義のカリキュラム(案)は次の項目をカバーするものとする。但し、内容は実践的である必要がある。また、夕食後は毎日フリーディスカッションの時間に当て集中教育の目的を達成する。

- 1) 経営の基本と経営戦略
- 2) 政府の支援制度とインセンティブ
- 3) 金融機関との付き合い方
- 4) 財務分析
- 5) 生産計画と統制
- 6) 作業研究
- 7) 設備、運搬管理
- 8) 自動化／コンピュータ導入
- 9) IT の利用
- 10) 品質管理
- 11) 原価管理、資材管理、購買管理
- 12) 工場見学実習
- 13) 自社への適用と改善手法(実習)

講師

ハンガリー内の大学教師、コンサルタント、および HPC 職員など。必要に応じて日本あるいは近隣諸国から講師の招聘も考慮する。

プログラム評価

研修期間中、およびコース完了後 3 ヶ月目に受講者の工場を訪問し効果の総合評価を実施する。

概算費用(米ドル)

(1) 1 コース当たり費用(1 コース 4 サイクル、4 ヶ月)

1 コース当たり 20 の会社からそれぞれ 1 人計 20 人の参加者と仮定。

1) コンサルタント等専門家(座学講師、企業診断)

座学: 5 人日/週 × 4 週/コース = 20 人日/コース

企業診断:

・ホームワーク中 2 日/社 × 20 社 = 40 人日

・3 ヶ月後診断 2 日/社 × 20 社 = 40 人日

単価 200 米ドル/人日とすると: @200ドル/人日 × 100 人日 = 20,000ドル/コース

2) 宿泊、設備利用費

22 人 × 5 泊/週 × 4 週/コース = 440 泊/コース

講義室等設備利用費を含めて @40ドル/泊とすると: 17,600ドル/コース

*) 2 人は講師と事務局 1 人ずつ。

3) 雑費および予備費

1)、2)合計の 15%として: 5,640ドル/コース

4) 合計: 43,240ドル/コース

(2) 年間費用

年間 4 コース開催で (43,240 × 4 =) 172,960/年となる。各コース参加者を 20 人とすれば 1 人当たり費用は (43,240/20 =) 2,162ドル/人である。全部あるいは一部を参加者負担とする。

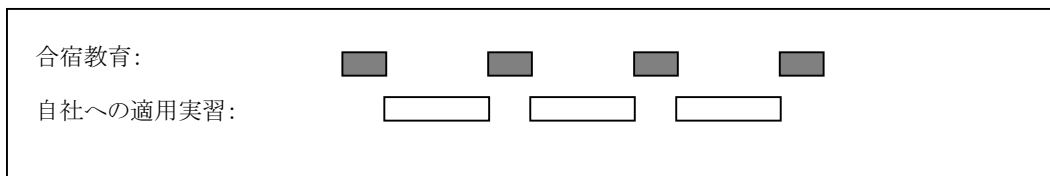
5. 主たる実施機関、関連機関

PP-3 実施を支援した HPC が全体計画作成をコーディネートを行う。LEA、RMKK(地域人材開発センターなど)が施設の提供、参加者募集等、地方での実施主体となる。

6. 実施スケジュール

4 ヶ月の研修期間を採用すれば、下記のようなスケジュールとなる。

研修期間は参加者の希望等によって変更可能である。



上の自社への適応実習期間に講師は各受講者の工場を訪問し診断・指導を行なう。さらにコース終了後 3 ヶ月目を目途に総合診断を行なう。

7. 経済便益

受益者数

年間 4 回、20 名ずつの受講生があれば年間 80 名、3 年間で 240 名、5 年間で 400 名の将来の経営者教育ができる。すなわち 400 名は 400 社の中小企業経営改善につながることになる。ちなみに現在推測できるハンガリーの自動車、電気・電子部品製造企業は 700～800 社であり、上記の数値は決して小さいものではない。

事後評価の方法

一週間の座学のあとの一ヶ月の自宅適用実習期間に講師陣は受講者企業を訪問し、診断・指導を行なう。都度前もって用意したチェックリストによって効果測定も実施する。これを 4 サイクル繰り返すことになる。コース完了後 3 ヶ月おいて総合評価を行なう。これらの企業診断は有料にした方がよいであろう。

3 ヶ月後の総合評価においては、プログラムに投下された費用と共に、受講者の企業の不良率削減効果、生産性向上効果、売上向上効果、等をできるだけ定量的に測定し、費用／便益分析を行なう。

8. 実施上の留意する問題点

受講者が集まるかどうかは本プログラム成否の一つのキーファクターとなるので、LEA、RMKK、RDC などの地方機関の協力が不可欠となる。本プログラムの継続可能性は受講者の評価に左右されるから、講師陣が実務的指導をできるプロフェッショナルであることが要求される。PP-3 で実施したように「日本式経営、管理コース」とすれば、受講生も集まりやすく実務的な指導ができる。

(プログラム 5.2) 中小企業経営コンサルタント資格制度の導入

1. 背景・事由

スタートアップ企業に対する支援活動、技術革新支援、下請取引の促進、あるいは金融機関に対する融資前審査の企業診断など、中小企業振興におけるコンサルタントの活躍分野は広くかつすこぶる重要である。

但し、現在中小企業経営コンサルタントには定まった資格制度は確立されていない。わずかに MVA が PHARE 資金によるメンタールプロジェクトのために実施したテンポラリーに実施した試験では、500 人が受験し 190 名が合格したという。多くの国で、レベルの低いコンサルタントは間違った指導をしたりサービスを受ける側よりも経験知識が低い場合もある。低レベルのコンサルタントを雇用したためかえってマイナスであったという例もある。これでは良質のコンサルタントまで一括して不信感を持たれ、悪質が良質を駆逐することにもなりかねない。

以上がコンサルタントの活動分野が広いハンガリーにおいて、コンサルタントの資格(グレード付け)制度の導入を提案する理由である。

日本では通産省が認定する「中小企業診断士」の資格制度があつて、一次試験と二次試験が実施されている。一次、二次とも合格率は約 20%で、ストレートで合格する率は 4%と取得が難しい資格の一つのなっている。タイ国では類似の制度を日本政府の協力によって導入した。但し、以下の提言は日本の制度をそのまま提案するものではなくハンガリーに適用できるように修正している。

2. 目的

中小企業の経営指導に携わるコンサルタントに試験を行い、良質のコンサルタントと公的に認証する。

3. プログラム実施による成果

直接的効果:

- 1) 資格制度が権威あるものとして確立する。
 - 2) 公正かつ厳正な試験制度が確立される。
 - 3) コンサルタントにレベルに応じて資格が与えられる。
-

間接的効果:

- 1) 良質のコンサルタントを選択できる
 - 2) 金融機関に提出するフィジビリティ・スタディの信頼性が増す。
 - 3) 全国的にコンサルタントのレベルが向上する。
-

4. プログラム内容

- 1) コンサルタント資格制度の導入について関係機関の合意を形成する。
- 2) 補助金制度の中にコンサルタント資格制度を組み入れる。
- 3) 諸外国の類似資格制度の研究を行い、ハンガリーに適した制度を構築する。
- 4) 試験科目を設定し問題を作成する。
- 5) 制定した資格制度に沿って、ローカルコンサルタントの試験と認証を行う。

一年に一度の試験を行う。一次(基礎知識)、二次(応用技術)の試験を行うのが理想的であるが、当初は一次のみで資格を与える方法も考えられる。また試験勉強のための通信教育を含む教育システムの導入も必要である。

5. 主たる実施機関、関連機関

実施機関: MVA/LEA または MVF

協力機関: 大学、地域人材開発センター

6. 実施スケジュール

最初の一年間で次の準備作業を行う。

- ・資格制度の導入につきコミッティーを作り、合意形成をする。
- ・ハンガリーに適した資格分野と制度を作る。
- ・試験実施期間を選定し、問題作成委員会を作る。

次の一年間でプログラムの実施を行う。

- ・試験問題を作成する。
 - ・第1回目の資格試験を行い、認証を行う。
 - ・資格者登録を行い、利用者が閲覧可能なようにする。
-

7. 経済便益

コンサルタントの質による選別と教育による質の向上によってコンサルタント雇用者の費用／便益効果が向上する。

8. 実施上の留意事項、問題点

資格取得者への優遇策を準備すること。たとえば、有資各コンサルタント雇用者への補助金制度、有資格でなければ依頼しない業種のガイドライン作成など。

(プログラム 5.3) 技能検定制度の導入

1. 背景・事由：

ハンガリーは労働者の流動性が高く、特に有名多国籍企業で一定期間働いた技能者が高給を求めて転職する事例が多国籍企業経営者を悩ませている。流動する技能者の労働市場は労働の質に関する基準がなく需給のミスマッチがある。すなわち、雇用側の要求より低品質の労働力が需給のミスマッチによって一旦雇用され、また再び流動化する。一方で、技能者は転職を重ねる内に次第にサービス業へと流れ、身につけた技能が失われ、製造業全体の競争力の停滞とそれまでに投入された教育・訓練資源のロスを招く。技能者の技能レベルが労働市場で正当に認定されるシステムがあり、それに見合う収入が保証されれば、かなり弊害が是正されるであろう。

中小企業振興の観点からみれば、熟練工、技能工の養成のためには、外部訓練センターでの一定期間の画一的研修は有効とは言えない。OJT による経験や独学による技術習得がより重要である。従って資格試験と経験年数のみによって上級の資格を習得できる制度を導入し、中小企業労働者に高度な技術習得のインセンティブを与えるべきである。外部機関による研修時間の長さよりも実質的なスキルがより重要である。

以上の観点から、国家の技能検定制度の導入を提言する。高い技能を持つ技能者を労働市場が厚遇するようになれば、この国の技能重視の風潮を醸成することにも繋がろう。また同検定の権威が確立するに従い、労働者の EU 加盟後の外国での就労の際の免許証としても有用であろう。

2. 目的

ハンガリーにおいて技能検定制度を設け、制度普及のための支援方法と体制を確立する。

3. プログラム実施による成果

- (1) 国内技能者のレベル向上、維持
 - (2) 技能保持者への経済的保証
 - (3) 技能教育の拡充
-

4. プログラム内容

検定委員会を設立し、検定方法を確立し、実際に技能検定を試験的にまずワンサイクル実施し、実施した技能検定方法を評価後、制度として確立させる。

- 1) 技能検定委員会の設立
 - 2) 検定受験者の募集
-

-
- 3) 評価基準の作成と受験者への事前配布
 - 4) 評価問題の作成
 - 5) 試験の実施、結果通知(1 級、2 級、3 級のランク付け)
 - 6) 実施後評価と改善案のとりまとめ

検定試験問題(最初のワンサイクル用)

- 1) 一般知識問題(正誤問題)
 - 2) 実技問題(但し、図、写真、表による実践的問題)
-

5. 主たる実施機関、関連機関

経済省が本プロジェクト実現のための主導的役割を果たす。

- (1) 実施候補機関としては、地域人材開発・訓練センター(Regional Center for Manpower Development and Training)がある。
 - (2) 技能検定委員会メンバーには、大学、職業訓練学校、HPC 等から選定する。
-

6. 実施スケジュール

将来は職種を段階的に広げ、定着させる。最初は例えば下請け企業に関連の深い職種から始めるのもひとつの方法であろう。例えば下記の職種である。

- (1) 機械加工(旋盤、フライス盤、プレス加工)
 - (2) 仕上げ(治工具仕上げ、金型仕上げ)
 - (3) 機械組立、電機・電子組立
 - (4) プラスチック成型、ゴム成型
-

7. 経済便益

教育・訓練に係わる政府関係者はハンガリーの労働者の質は高く、教育訓練制度も整備されていると信じている。一方で企業関係者は技能工の不足を訴えるという認識ギャップがある。本制度導入によって労働者の自己研鑽による技能工の待遇改善につながれば生産性向上が図れる。本文で当国の生産性の低さは指摘した通りである。

8. 実施上の留意事項、問題点

最大の懸念点は、採点制度がハンガリーの学歴中心の資格制度の中で受け入れられるか、また定着できるかどうかにある。自己研鑽による技能向上を評価する風土が少ないようである。

(プログラム 5.4) スタートアップ企業育成パッケージプログラム

1. 背景・事由

本プログラム提案の理由としては、下記 2 項目の同時解決を図ろうという視点がある。

- 1) 開発型ベンチャーキャピタルは投資先企業の育成機能を持つべきである。
- 2) スタートアップ企業は経営基盤や経営資源がゼロに近いいため総合的支援を必要としている。

重ねて強調すると、本プログラムの基本的考え方は、開発型ベンチャーキャピタルは投資先企業の育成に責任を持つべきであるという点にある。ベンチャーキャピタルは投資のみを行い、あとの支援は Incubation House に移管するという考え方は取らない。

企業を起こすのは多くの場合、技術部門、営業部門など一部の経験を持った個人あるいは 2～3 人までのグループであろうから、企業立ち上げに際し様々な困難に直面することになる。経験者であればなんでもないことであっても、彼らにとっては重点課題であることが多い。未経験からくる無用の回り道、事業計画の遅延、無駄な費用の発生等により、本来有望であるべき事業が失敗に至る例も多いであろう。

一方、ハンガリーおよび EU の中小企業振興策において、企業家支援や企業家精神の高揚などが重点施策として取り上げられている。ハンガリー国では LEA 傘下および独立系 Incubation House が数多くあり、実績を上げている。しかし残念ながら、Incubation House の支援機能の中では金融支援が欠けており、またコンサルタント等による指導も予算の制限もあって十分とはいえない。

ここでは開発型ベンチャーキャピタルが中心となってスタートアップ企業を育成すべきであるという考え方と、新規企業には各方面からの支援が必要という考え方に立ってパッケージプログラムを提案する。開発型ベンチャーキャピタルの機能強化については政策提言 4.3 として提言しているが、本プログラムは同提言の具体的運用方法の位置付けになる。なお、本プログラムは国際金融公社 IFC が南太平洋諸島で実施している類似プログラム SPFF の考え方を参考にしている。

2. 目的

開発型ベンチャーキャピタルで支援された設立間もない企業(1 年以内)、あるいは今から新しく設立

される中小企業の起業成功率を高める。特に成長分野の企業を重点対象とする。

3. プログラム実施による成果

- 1) スタートアップ企業の成功率が高くなる。
 - 2) 新規分野への投資を喚起する。
 - 3) 開発型ベンチャーキャピタルの機能強化に貢献する。
-

4. プログラム内容：

活動の手順

- 1) 本プログラムの適用産業分野を設定する(成長分野)
 - 2) 地方の RDC、LEA、Incubation House が支援対象企業を募集選定する。
 - 3) 政府は開発型ベンチャーキャピタル(RDC を想定)のリスク投資に保証を行う(投資額の 70%程度)
 - 4) RDC は、パーマネントおよびテンポラリーにコンサルタントを雇用し、事故の担当地域の起業家を支援する。MVA/LEA は適切なローカルコンサルタントを RDC に紹介する。
 - 5) 政府は上のコンサルタント雇用にかかる費用に補助金を出す。
 - 6) 当該地域の Incubation house は従来の起業家サービスをできる限り用意する。但し、本プログラムの実施責任者はあくまで RDC とする。
-

5. 主たる実施機関、関連機関

開発型ベンチャーキャピタル	： RDC
支援機関	： MVA/LEA、Incubation house

6. 実施スケジュール

本プログラムの準備機関として 1 年間を予定する。準備あるいは整備すべき事項は下記事項である。

- 1) 適用産業分野の特定、
- 3) 現在のリスク投資保証制度の適用方法の改善、
- 5) 本プログラムに対するコンサルタント補助金制度導入、6)LEA 等との協力体制の構築

上記準備が出来たところで 1 年間かけて実施を行いつつプログラムの改善を行う。

- 2) 支援企業の募集、選定、
 - 4) コンサルタントの起用と支援の実施
-

7. 経済便益

新規事業は経営資源不足によって成功率が低い。成功率の向上によって投資効果が向上する。また New Economy の出現を刺激することによって、国家経済の活性化を図ることができる。

8. 実施上の留意点、問題点

実施上の留意点は下記の通り。

- 1) 本プログラムにおいて既存の支援機関の協力は必要であるが、あくまで RDC が実施主体であり、かつ最終責任者とする。
- 2) コンサルタントは一つの企業に責任者一人を主任コンサルタントに任命し、マンツーマン形式での支援を原則とする。不得意分野の指導については主任コンサルタントが適任者を適宜選定する。
- 3) RDC は一定機関後成功企業の株式を売却するが、売却益の一部は、コンサルタント費用およびリスク保証費用のための基金へ回す。

実施上の問題点は 1) RDC の投資リスクをどのようにカバーするかという点と、2) 質の高いコンサルタントを雇用することと、3) コンサルタント雇用の費用を誰がどのように負担するかという点にあらう。提案プログラム 5.2「中小企業経営コンサルタント資格制度の導入」と並行的に実施すべきかと考えられる。

(プログラム 6.1) 経済省ウェブサイトによるワンストップ情報センター（ビジネス環境）

1. 背景・事由

経済省の現行ホームページはよく整備されており、特に経済省内および各省庁間の情報ネットワークであるイントラネットはその基礎構成が完成されているといっている。また、インターネットを利用した情報も経済省をはじめ、HPC および ITDH などの関連機関の Web サーバーに豊富に構築されており、国内はもちろん海外からも豊富に閲覧することができる。現在、経済省のインターネットサーバー (<http://www.gm.hu>) へのアクセスは、国内と海外からそれぞれ約 50% ずつの比率となっている。同省の Web サーバー内に構築されている主な情報は、1) 経済省の紹介、2) ハンガリー経済の概要、3) ニュース・イベント情報、4) 情報検索画面、5) 照会先情報、6) 外国経済概要、7) 中小企業情報などがある。

特に、経済省の Web サーバー内の中小企業情報に含まれる内容として、1) 中小企業支援政策 2) 国内外中小企業の概要、3) 下請振興支援プログラム、4) 工業団地情報などがあり、そのうちの主要な情報には英語に翻訳して掲載されている。しかし、これらの情報も現地の中小企業にとって十分な内容とはいえない。従って、今後さらなる情報供給量の増大、中小企業にとってほんとに必要としている情報の追加が望まれる。また、下請産業育成のためにも中小企業関連の情報を現地の大企業、および多国籍企業に配信する必要がある。

今後は経済省の現行のホームページに掲載されている情報に対するユーザー（主として中小企業のニーズを的確に把握し、これらユーザーがほんとに必要とする情報を供給することが必須となる。そのためには、中小企業振興の施策および支援手段と潜在ユーザー（現地大企業、多国籍企業、内外投資家等）から見た情報を提供することから本プログラムを提案する。

2. 目的

中小企業が必要としている情報を経済省の Web サイトにアクセスするだけで供給できるシステムを構築し、中小企業への支援を普及させることを目的とする。

3. プログラム実施による効果

- (1) 中小企業が必要としている中小企業振興の施策および支援手段の情報を自由に閲覧することが可能になる。
 - (2) 中小企業にとって貴重な情報源となり、戦略立案が容易になる（e-Strategy の応用）。
 - (3) 中小企業のみならず、現地の大企業および多国籍企業の貴重な情報源ともなる。
 - (4) 中小企業と大企業間の情報交換の量が増大する。
 - (5) 外国企業および投資家への情報供給量が増大し、海外からの投資が活発になる。
-

4. プログラム内容

中小企業振興のための施策を現行の経済省の Web サイトに追加掲載する。また中小企業にとって必要な情報を経済省のホームページにリンク先 (URL) を設置して情報が入手できるためのシステムの構築を図る。

中小企業が必要としている情報は分類すると以下のとおりである。

- (1) 政策・開発計画・制度---中小企業中小企業育成政策、下請企業振興政策、中小企業振興基本法、税法、外国投資法、輸出加工区等の情報
- (2) 技術向上支援策---生産技術情報、人材育成、公的教育・訓練機関、技術セミナー、人材採用等の情報
- (3) 市場開拓支援策---国内工業統計、バイヤー情報、サプライヤー情報、周辺国市場、輸出市場等の情報
- (4) 金融支援策---中小企業制度金融、信用保証制度、ベンチャーキャピタリスト、国際機関の支援等の情報
- (5) 人材開発支援策---従業員の教育・訓練、人材斡旋、セミナー開催等の情報
- (6) ビジネス環境整備---各種インセンティブ、工業団地、輸出加工区、税制および優遇策、工業規格・標準化等の情報

上記の情報全てを経済省のホームページに掲載することは不可能である。まず政策・開発計画・制度、中小企業制度金融、信用保証制度、国際機関の支援等の情報など経済省が管轄する業務の情報は経済省のホームページに掲載するが、その他の情報は同省のホームページを経由して情報発信元にリンクが可能な設定を行う。例えば、経営者が設備購入資金を借入れたい時には金融機関へのリンク、またはインセンティブ情報などが経済省のホームページを経由して接続、情報が入手できるようなシステムを構築する。

本プログラムの実施にあたり、予算項目として以下を設定する。

(1) 初期立上げ費用

- 1) コンピューターシステム購入費（新規 Web サーバーおよび周辺機器）：4,000,000 HUF
- 2) 開発用ソフトウェア（既存ソフトウェアのバージョンアップ分含む）：1,000,000 HUF
- 3) Web 用情報収集専門家人件費（1 年間）：7,200,000 HUF
(1 日 100 ドル、20 実働日/月、US\$1.00=300 HUF として計算)
(Web 用情報の英文翻訳および入力も兼務する)
- 4) Web 用システム開発要員人件費：18,000,000 HUF
(1 日 100 ドル、20 実働日/月、2.5 人/年投入、US\$1.00=300 HUF として計算)

初期立上げ費用合計：34,200,000 HUF

(2) 年間運用コスト

- 1) ハードウェア保守・管理費：3,840,000 HUF

(コンピューターシステムの価格の 8%/月、12 ヶ月分)

2) ソフトウェア保守・管理費 : 960,000 HUF

(開発用ソフトウェア価格の 8%/月、12 ヶ月分)

3) Web 用情報の追加・更新要員 : 7,200,000 HUF

(1 日 100 ドル、20 実働日/月、US\$1.00=300 HUF として計算)

年間運用コスト合計 : 12,000,000 HUF

5. 主たる実施機関、関連機関

実施機関: 経済省がコンピューターシステムの設置とソフトウェアの開発を行う。また、全体保守・管理、および広報活動を行う。

6. 実施スケジュール

下記の(1)から(5)にかかる業務実施を 2001 年の中期から開始し、全体システムの稼動までにかかる期間は約 1 年とする。

(1) 新規システムの導入と設置 : 約 2 ヶ月

(2) システム開発 : 約 10 ヶ月

(3) 中小企業に対するアンケート調査の実施・分析 : 約 2 ヶ月

(4) 情報収集期間 : 約 10 ヶ月 (情報の入力作業も含む)

7. 経済便益

中小企業の振興が促進される。従って、GDP の増大が図られる。海外からの投資も積極的に行われる。また、工業分野に限定することなく観光、サービス業等の他産業の振興にも適用することにより拡大が図られる。

8. 実施上の留意点

経済省は中小企業が必要としている情報の内容を的確にとらえる必要があるが、現在その体制が確立されていない。従って、中小企業が必要としている情報をアンケート等を行いつつ把握する必要がある。

1. 背景・事由

事業所統計は製造業を規定する個別属性(要素)を与えられた項目毎に定量的に把握するために極めて重要である。同時に、この整備は製造業の全体像を把握するのみならず、政策・制度の形成プロセスにも有益であることは明らかである。

ハンガリーでは月次、四半期次、年次にわたって工業の実態・動向を把握するための工業統計調査が実施されており、その投資動向もある程度は把握し得るものであり、従業員の給与関連項目や機械・機器設備の稼働状況、生産量等の欠落を除いては十分なものであると考える。

ただ、市場経済化に伴う企業の設立ラッシュがあるとしても 10 年が経過した現段階で工業分野の事業所全数を網羅的に把握することは工業の全体像を把握し、かつ、各種の統計調査の基礎となるという視点からも必要不可欠である。また、基本データの収集・加工が中央統計局に、また、稼働企業の実態を国税局にそれぞれ依存している状況にあり、既述した政策・制度の形成プロセスでの経済省としての活用利便性を考慮に入れると、不具合が生じていると言わざるを得ない。さらに、稼働している事業主体の 95%以上が9名以下の零細企業であることを考えると、その実態を正確に把握するための全数調査による事業所統計の整備が極めて重要である。

2. 目的

現在の企業規模分類の定義に則った事業所統計を整備することによって、ハンガリーの中小企業の実態を把握した上での政策・制度の企画・立案・実施等に役立てる。

3. プログラム実施による成果

直接的効果:

- (5) ハンガリーの中小企業の実態を把握することができる。
- (6) 中小企業の政策・制度の形成プロセスに資することができる。

間接的効果:

- (7) 事業所を対象とした各種調査の母集団を整備することができる。
 - (8) 民間企業のマーケティング活動等にも活用することができる。
 - (9) 外国企業に直接投資の意志決定に資することができる。
-

4. プログラム内容

事業所統計の整備は家計の実態を把握する「国勢調査」の工業分野での事業所版に相当する。また、事業所統計の主たる目的が政策・制度の企画・立案・実施に資するものであると捉える必要がある。ハンガリーでは、現在、事業所に対する月次、四半期次および年次の調査票が中央統計局から配布され、統計的な処理が行われている。ただ、経済省の政策・制度の企画・立案・実施に資する形で集計が行われている訳ではない。また、ハンガリーの中小企業の大半を占める零細企業および小企業は推計によって処理されている。よって、経済省の政策・制度の形成プロセスでの活用利便性の増大を図るため、5年毎の本格的な全数調査による事業所統計調査を経済省と中央統計局との相互連携により実施する。本プログラムの具体的な手順は以下の通りである。

手順：

- (10) 経済省と中央統計局の相互連携による事業所統計整備のための体制づくりを行った上で、法律の整備を行う。中央統計局はかねてよりハンガリーで数多くの統計調査を行ってきた経緯があるので、統計調査の実施や集計作業は中央統計局を実施機関として位置づける。よって、経済省は連携機関としての位置づけとなる。なお、必要な統計項目に関しては、経済省が明確な形で提示することとする。主な調査項目は以下の通りである。

- ①生産要素項目
 - ・従業員数
 - ・現金給与総額
 - ・中間投入量(原材料、燃料、電力等の利用額、委託生産費)
 - ・固定資産額(保有額、新規取得額、減価償却額)
 - ・工業用地面積
 - ・使用した工業用水量
- ②生産物項目
 - ・製造品目別出荷額・量
 - ・加工等の収入額
- ③在庫項目
 - ・製造品、半製品、仕掛品、原材料、燃料

- (11) 法律には事業所統計が政策・制度の形成プロセスに資する内容であることを確保するために、「産業別」、「品目別」、「企業別」、「地域(県市町村)別」のアプローチが可能な統計整備の方法を定める。また、同統計が民間企業の企業活動にも有効に活用され得ることに鑑み、政府刊行物としての公表基準も含めることを義務づける。

人員：

既存の経済省内の組織的な連携により、本プログラムの取り組み体制を構築する。具体的には、中央

統計局との連携強化のための委員会を経済省内に設置し、事業所統計の整備に必要な経済省内の各局毎に1名の担当委員を任命して体制を構築する。その事務局要員として、経済省内で2名の増員を行う。

予算： 人件費(委員会事務局要員):年間1百万 HUF×2名=2百万 HUF

(調査年調査要員) :425 百万 HUF

企業数を85万社、5社訪問/日、実働20日/月、5万 HUF/月を想定。

印刷費(統計発表年) :5千 HUF×10千部=50 百万 HUF

5. 主たる実施機関、関連機関

経済省が中央統計局と協議の上で事業所統計整備のための法律の整備を行う。体制としては、経済省が連携機関として予算措置を行い、中央統計局が実行機関として事業所統計を整備する。

6. 実施スケジュール

- (12) 経済省と中央統計局の相互連携を織り込んだ法律を1年以内に整備する。
 - (13) 調査票での調査項目や集計方法(配布・収集)の確定、収集データの処理方法や公表形態の確定を1年以内に定める。
 - (14) 経済省は2002年度の実施に向けた予算措置を行う。
 - (15) 事業所統計の第1回目の公表を2003年度とする。
-

7. 経済便益

事業所統計の整備によってハンガリーの企業活動の実態を正確に把握することにより、特に中小企業の政策・制度の企画・立案・実施を効率的・効果的に行うことができる。

8. 実施上の留意事項、問題点

- (16) 事業所統計においては、いかに正確な情報を事業所から回収するかが鍵である。政府はその為に統計データの重要性、あるいは有益性を啓蒙する必要がある。
 - (17) 個人事業主の捕捉率を確保するために、既存の工業統計を通じて得られた体制を活用する。具体的には、地方政府や国税局、また、商工会議所等のネットワークを活用することが重要である。
 - (18) (1)での取り組みにも関わらず、個人事業主の全数を調査することは困難であるとの前提に立って、捕捉率をどの程度まで高めるのかを予め設定する必要がある。
 - (19) ハンガリーでは企業形態および業種区分が明確でない場合がある。よって、定義や分類に関しては、国際比較が可能なものとするように留意する。
-